

横浜市次世代型太陽電池実証事業費補助金交付要綱

制 定 令和8年6月4日

(趣旨)

第1条 この要綱は、次世代型太陽電池の早期社会実装への支援を行うため、事業者が実施する実証事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金（以下「本補助金」という。）を交付することに関して必要な事項を定める。

2 本補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則及び次の各号の定めるところによる。

(1) 「次世代型太陽電池」とは、国産で今後普及が見込まれる技術を用いており、ペロブスカイト太陽電池、カルコパイライト太陽電池及び高効率な非フラーレン系の有機薄膜太陽電池をいう。

(2) 「実証の取組」とは、実証開始時点で商用化されておらず、次世代型太陽電池の課題改善や技術開発などにつながる実証をいう。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、第4条に定める補助事業を実施する事業者であって、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 横浜市の指名停止期間中である者

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当するもの

(3) 代表者又は役員のうち暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）に該当する者があるもの

(4) 公序良俗に反する等のその他市長が適当でないと認めるもの

(補助対象事業)

第4条 補助の対象とする事業は、次の要件を満たす補助事業に係る経費とする。

(1) 横浜市内の民間施設（工場、倉庫、集合住宅、高層ビル等）における次世代型太陽電池の実証であること。

(2) 従来のシリコン型太陽電池の設置が適さない場所等での実証の取組であること。

(3) 当該年度の神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金（以下「県補助金」という。）の交付決定を受けていること。

(4) 実証期間は、県補助金の交付決定日から、申請年度の3月31日（当日が閉庁日の場合はその前開庁日）までの間で技術開発につながるデータ取得に必要な期間（3カ月以上）とすること。

- (5) 市内での次世代型太陽電池の早期社会実装を図るため、次に掲げる実証内容について情報提供が可能であり、可能な限り公表することについて同意すること。また、公表される情報については、事前に市と協議を行うこととし、資料の作成についても協力すること。
- ア 課題抽出及び効果検証を行う実証であること。
- イ 発電効率や発電量、耐久性等の効果検証項目を適切に設定し、当初想定との乖離や、その原因等について分析を行うこと。
- (6) 本事業に使用する次世代型太陽電池は、国産かつ申請時点で商用化された製品ではないものを使用すること。
- (7) 本事業以外に、同一内容で、本市の他の委託や補助を受けていないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、第12条(補助事業の実施)の規定に反する事業及び公序良俗に反する等その他の市長が適当でないと認める事業は、補助対象としない。

(補助対象経費)

- 第5条 補助の対象となる経費は、前条に定める実証の実施に必要な費用であって、別表1に定めるもののうち、市長が必要かつ適当と認めるものについて交付する。
- 2 補助対象経費において、次の各号に掲げるものは含まないこととする。
- (1) 公租公課（消費税及び地方消費税相当額等）
 - (2) 各種保証・保険料、収入印紙、振込手数料等
 - (3) 既存設備等の搬出・撤去・廃棄に係る経費
 - (4) 既存施設・設備等の修繕費、補修費及び土地造成費
 - (5) サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
 - (6) 購入の際にポイントを利用した場合の利用額及び値引き費用
 - (7) その他市長が助成対象経費として不適当と認めるもの
- 3 補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、補助対象経費との支払の区別が難しいものは、補助対象経費から除外する。
- 4 補助対象者自身、100%同一の資本に属するグループ企業又は補助対象者の関係会社から調達（工事等を含む。）がある場合、その利益等に相当するものを補助対象経費から除外する。

(補助金額の算出方法等)

- 第6条 交付対象となる事業が複数となった場合における本補助金の交付額は、当該年度の予算の範囲内において、原則として各事業に均等に按分して算定するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、1件あたりの本補助金の交付額は、実証事業に要する経費の3分の1以内の額とし、1件当たり250万円を上限とする。
- 3 国、県補助金及び本補助金の合計額が、当該補助対象経費の総額を超える場合は、市長はその超過分について本補助金の交付額を減額するものとする。
- 4 第1項から第3項までの規定により補助金額を算定するに当たり、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、当該算出した額をもって交付決定に係る補助金額とする。

(交付申請)

第7条 本補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、別表2に定める書類を、必要事項を誓約の上、申請年度の7月第2金曜日（当日が閉庁日の場合はその前開庁日）までに提出しなければならない。

2 補助金規則第5条第3項の規定に基づき、前項に定めのない記載又は添付を省略する。

(契約等)

第8条 申請者は、補助事業に係る工事の請負、物品の購入、業務の委託等を行う場合においては、補助金規則第24条に規定する入札又は見積書の徴収を行わなければならない。ただし、補助事業の運営上、困難又は不相当であると市長が認める場合は、同条ただし書きにより、入札又は見積書の徴収を行わないことができる。

2 申請者は、補助事業に係る経費及び補助対象とならない経費等の内訳がわかるように記載した契約書並びに内訳がわかる書類を提出しなければならない。

3 前項の規定により提出された契約書等の内容に疑義が生じた場合は、市長は、申請者に対し、契約書等の再提出を求めることができる。この場合において、申請者がこれに応じないときは、当該疑義がある範囲については、補助対象となる事業費として認めないこととする。

(交付決定等)

第9条 市長は、第7条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、本補助金の交付又は不交付を決定する。

2 市長は、交付又は不交付の決定に基づき、交付の場合は交付決定通知書（第2号様式）により、不交付の場合は不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項の交付決定に当たり条件を付すことができる。

(交付の条件)

第10条 市長は、本補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 本補助金は、補助事業のみに使用し、他の事業に流用してはならない。

(2) 補助事業の完了の日までに第3条に規定する補助対象者の要件を満たさなくなった場合は、第13条の規定に基づき、速やかに市長に届け出なければならない。

(3) 第4条に規定する補助事業の要件を満たさなくなった場合及び事業内容等を変更、中止又は廃止する場合は、第13条の規定に基づき、速やかに市長に届け出なければならない。

(4) 補助事業は、県補助金の交付決定の後に着手しなければならず、実施期間は申請年度の3月31日（当日が閉庁日の場合はその前開庁日）までとする。

(5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(申請の取下げ等)

第11条 本補助金の交付決定を受けた者は、第9条第2項に定める交付決定通知書の交付を受けた

後に交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請の取下げを行う場合には、交付申請取下届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 申請の取下げができる期間は、交付決定通知を受理した日から起算して10日を経過した日までとし、申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

3 前項の規定は、第13条の内容の変更、中止又は廃止の申請について準用する。この場合において、前項中「交付決定通知」とあるのは、「変更承認・不承認通知書」と読み替えるものとする。

（補助事業の実施）

第12条 補助対象者は、法令の定め、本補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件並びにその他市長の指示に従わなければならない。

2 補助対象者は、県補助金の交付決定の日以降に、補助事業に着手（工事の着工、設備の設置等）しなければならない。

3 補助対象者は、補助事業を完了した上で、第14条に定める日までに実績報告書を提出しなければならない。

（内容の変更、中止又は廃止）

第13条 補助対象者は、補助事業等の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）、又は補助事業を中止若しくは廃止する場合は、速やかに内容変更・中止・廃止申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する軽微な変更とは、次の各号に掲げる変更とする。

（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（2）その他市長が軽微と認める変更

3 市長は、第1項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、変更・中止・廃止承認・不承認通知書（第6号様式）を補助対象者に通知するものとする。

4 市長は前項の承認を行うに当たり、必要に応じ条件を付し、又は交付決定の内容を変更することができる。

5 計画の変更、中止又は廃止により交付決定額を減額する必要がある場合は、交付金額変更通知書（第7号様式）を補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第14条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、別表3に定める書類を全て添付して、補助事業完了日から起算して30日以内又は、申請年度の3月31日（当日が閉庁日の場合はその前開庁日）までのいずれか早い日までに提出しなければならない。

2 補助金規則第14条第4項の規定に基づき、前項に定めのない記載又は添付を省略する。

（補助金額の確定）

第15条 市長は、前条に定める報告を受けたときは、実績報告書及びその添付書類等により書類の

審査をし、必要に応じて現地確認を行い、第4条第1項に規定する補助事業に該当すると認めるときは、本補助金の交付額を確定して交付額確定通知書（第9号様式）により本補助金の交付確定金額（以下「確定額」という。）及び交付条件を通知するものとする。ただし、確定額は、第9条第2項により通知した本補助金の交付決定額を上回ることはできない。

2 本補助金の交付額確定に当たり、補助対象経費の減額があった場合は、減額になった補助対象経費をもって確定額の算出を行う。

（補助金の請求等）

第16条 補助対象者は、前条の通知を受けた日から速やかに、交付請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。なお、提出期限は申請年度の翌年度の4月第2金曜日（当日が閉庁日の場合はその前開庁日）までとする。

2 市長は、適法・適正な前項の交付請求書を受けて、速やかに本補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消）

第17条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）本補助金を他の用途で使用したとき。

（2）虚偽の申請、報告その他補助金の交付等に関連して不正の行為があるとき。

（3）補助事業の完了の日までに第3条に規定する補助対象者の要件を満たさなくなったにもかかわらず、第13条の規定に基づき、市長への届け出を怠ったとき。

（4）第4条に規定する補助事業の要件を満たさなくなった場合及び事業内容等を変更、中止又は廃止するにもかかわらず、第13条の規定に基づき、市長への届け出を怠ったとき。

（5）第14条に定める実績報告書類を適正に提出しなかった等、本補助金を交付することが適当でないと認められる事由が発生したとき。

（6）補助対象者が、第18条の規定による確認の結果、第3条各号のいずれかに該当すると認められるとき。

（7）本補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件等に違反したとき。

（8）その他法令、条例、補助金規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により本補助金の交付決定を取り消すときは、交付決定取消通知書（第14号様式）により補助対象者に通知する。

（警察本部等への確認）

第18条 市長は、必要に応じ、補助対象者が第3条第2号及び第3号に該当するかを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

2 市長は、必要に応じ、補助対象者の横浜市税の納税状況についてその者の同意に基づき、確認を行うことができる。

(関係書類の保存)

第 19 条 補助対象者は、この要綱に基づき受理した通知及び補助対象経費に係る投資を証明する書類、帳簿等並びに領収書等（以下、「証拠書類等」という。）を整備し、交付決定を受けた日の属する年度の末日から5年間保存しなければならない。

2 補助対象者が前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月4日から施行する。

別表 1 補助対象経費（第 5 条関係）

経 費	※消費税及び地方消費税相当額等の公租公課は補助対象外とする。
需用費	
委託料	
使用料及び賃借料	
工事請負費	
原材料費	
備品購入費	
その他付帯経費	

別表 2 交付申請時に必要な書類（第 7 条関係）

書 類	備 考
申請書(第 1 号様式)	
事業計画書	
業務実施体制	
事業スケジュール	
補助金収支予算書(第 13 号様式)	
見積書等経費の内訳がわかる書類の写し	
登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	3 か月以内のもの
実証場所のわかる写真等	
その他市長が必要と認める書類	
県補助金交付決定通知書※	

※本補助金申請時に県補助金の交付が決定していない場合は、県へ提出する申請書類を提出するものとし、交付決定後速やかに通知書を提出すること。

別表 3 実績報告時に必要な書類（第 14 条関係）

書 類
実績報告書(第 8 号様式)
実証時の発電状況がわかる書類(発電量のデータ等)
実証結果の検討状況が確認できる書類(発電効率、効果検証、分析結果等)
補助金収支決算書(第 13 号様式)
補助事業に係る支出を証明する書類の写し
(随意契約とする場合)
入札・見積徴収事業者選定理由書(第 11 号様式)
入札等の報告書(第 12 号様式)
補助事業実施にあたる写真(設置前後・撤去後)
その他市長が必要と認める書類